平成２２年（フ）第７１号
埼玉県春日部市西金野井291番地44、旧住所
埼玉県春日部市西金野井291番地33
債務者　出堀たか子（旧姓飯塚）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
埼玉県春日部市新宿新田303番地19、前住所
神奈川県横浜市鶴見区生麦３丁目16番２号
トップマンション生麦203
債務者　杉崎由美子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目21番10号　アメージングエステート102号
債務者　澤田　　敏
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
埼玉県越谷市花田５丁目２番地３　メゾンブリアン105
債務者　林　　達子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
埼玉県三郷市高州２丁目390番地１　グローリー高州205号
債務者　三澤　雄次
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
埼玉県越谷市南越谷１丁目３番11号　シティハイムユーコーポ203号
債務者　瀧岸　朝雄
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目10番３号
債務者　川瀬　佐内
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
埼玉県春日部市豊町５丁目19番地６　コーポマルフジ102号
債務者　勝田　彰夫
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
埼玉県三郷市彦成３丁目10番18―504号
債務者　石川　澄雄
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
埼玉県越谷市宮本町４丁目32番地11
債務者　関谷　吉弘
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
埼玉県春日部市８丁目100番地　ルミエールK205号
債務者　朝倉　サチ
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
埼玉県三郷市彦糸１丁目163番地４　ヴィレッジ弐番館６号室
債務者　今井　静香
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
埼玉県三郷市早稲田２丁目27番地１ハイツフローラ205
債務者　吉田加奈子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
新潟県三条市代官島1932番地
債務者　西澤　正吉
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１１号
新潟県燕市小中川1138番地５
債務者　福野めぐみ
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１２号
新潟県加茂市芝野５番６号
債務者　大山　礼子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３号
新潟県南蒲原郡田上町大字羽生田乙971番地14
債務者　船久保賢一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
新潟地方裁判所三条支部